年収の壁　最終的に160万で国会成立

年収の壁で揺れていた国会ですが、**従来の103万の壁**に対して**最終的に国会で最大160万とされることで決定**されたようです。税制改正大綱では123万の案が示されており、ベテランの先生に聞いてみても、税制改正大綱で示された案が実際の国会成立で変更されることを初めてみたとのことで、かなり異例の対応と思われます。内容を以下にみていきます。

年収の壁

※金額は給与所得控除と基礎控除の合計額

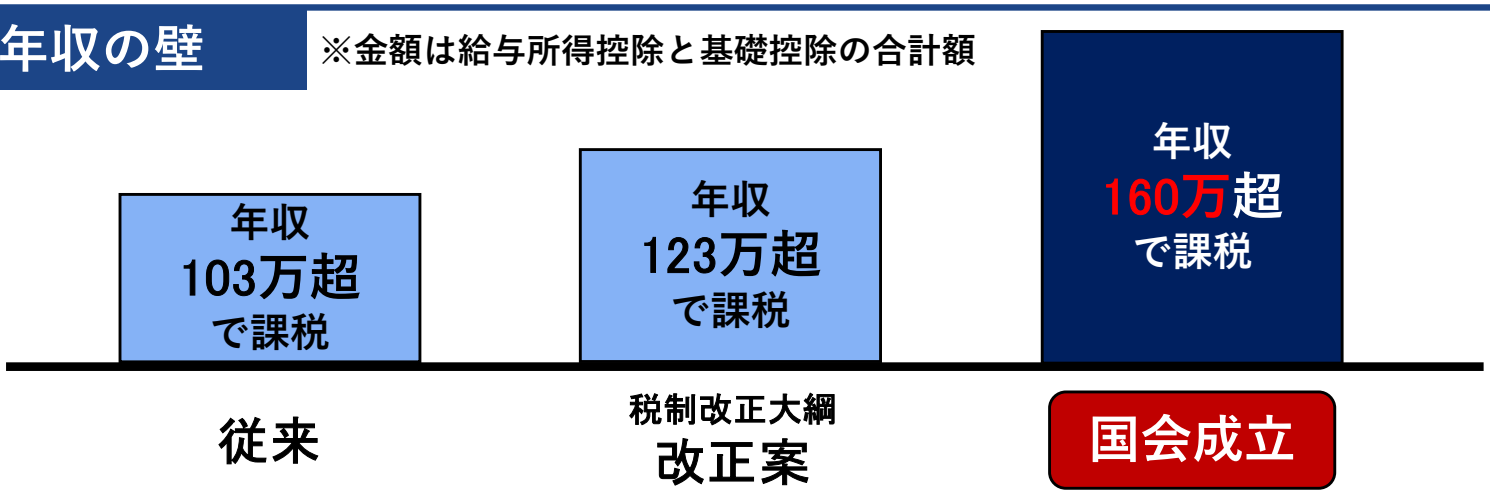

基礎控除の累進

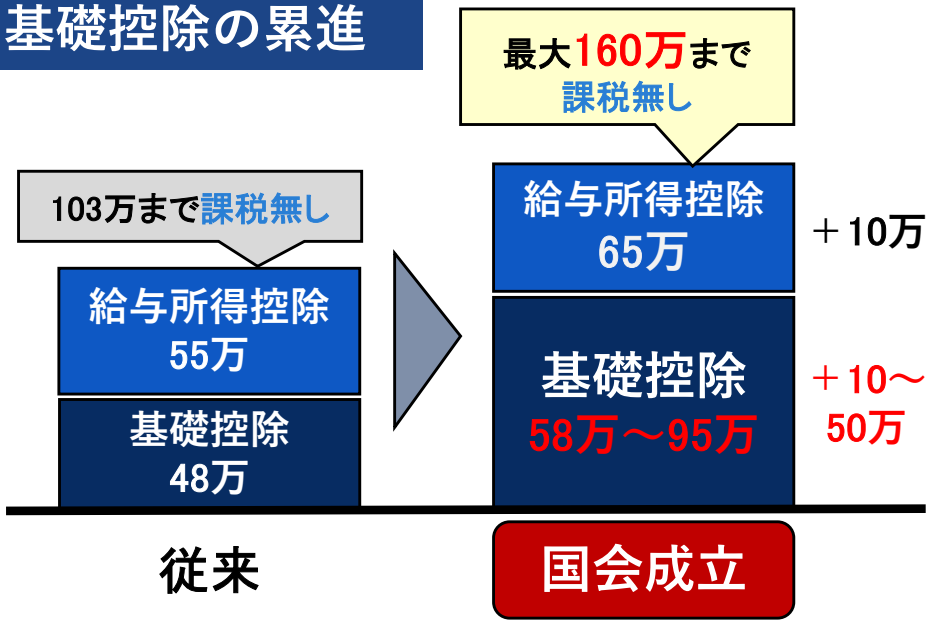

【基礎控除の累進表】

納税者合計所得	控除額
132万以下(年収200万以下)	95万
132万超～336万以下(年収475万以下)	88万
336万超～489万以下(年収665万以下)	68万
489万超～655万以下(年収850万以下)	63万
655万超から基礎控除58万でその後の累進は税制改正大綱と同じ	

最大で160万となることで減税が拡大したと言えそうですが、基礎控除58万超の国会成立の上乗せ分(63～95万)は**令和7年、8年の特例措置**とされている点。また**住民税**について、税制改正大綱と変わらず**所得108万(基礎控除43万＋給与控除65万)超から課税**とされる点。最後に**社会保険料**も106万の壁が令和8年10月に撤廃される予定であるものの、**未だ検討されている事項も多く**、注視が必要である点にご注意頂きたいと思います。様々な壁が撤廃され、より働き易い社会が実現するといいですね！

4月に入りまだまだ寒い日が、、と思っていたもの束の間かなり暖かくなりましたね！
私は確定申告時期も明け、また暖かくなったのもあってかお酒の量が少し増えてきたような気がします、、笑　この前お酒好きの社長から、医者から毎日朝に生野菜を食べなさいと言われて実践したら、毎日飲んでも肝臓の数値が正常範囲内になっているというお話を伺いました。これ幸い、これでいくらでも飲めると感じた私でしたが、やはり何でも調子には乗らないよう気をつけたいですね笑

【相続・事業承継特化型】笹川税理士事務所 大阪市北区東天満1丁目10番14号 MF南森町2ビル3階BC号室
TEL:06-6948-8763　FAX:06-6948-8764　Mail : biz@apextrust-p-tax.com